

平成30年11月1日

総長 裁定

## 東京大学における文部科学省卓越大学院プログラム教育研究支援経費支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本学における大学院教育プログラムのうち、文部科学省卓越大学院プログラムに採択されたプログラム（以下「プログラム」という。）に選抜された大学院学生への支援経費として研究拠点形成費等補助金から支給される教育研究支援経費の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第2条 教育研究支援経費を受給することができる者は、プログラムに選抜された本学大学院の区分制の博士課程又は医学、獣医学若しくは薬学を履修する博士課程の学生で、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 日本学術振興会特別研究員事業その他の給付型経費を受給していないこと。
- (2) 選抜された大学院教育プログラムに1年間継続的に属していること。

(申請)

第3条 教育研究支援経費の受給を希望する者は、プログラムが指定する申請書類をプログラム責任者（プログラムの実施に責任を持つ理事、副学長又は代表部局の長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

(選考)

第4条 プログラム責任者は、選考に当たり、選考に関する委員会等（以下「選考委員会等」という。）を組織する。

2 選考委員会等は、次の各号に定める選考基準を踏まえて審査を行い、受給候補者を選考する。

- (1) プログラムにおける教育研究に参加させることにより、新たな知の創造と活用を主導し、次世代を牽引する価値を創造するとともに社会的課題の解決に挑戦して社会のイノベーションをもたらすことができる卓越した博士人材となることが見込まれること。
- (2) 学業成績が優秀であること。
- (3) 前2号のほか、選考委員会等が別に定める選考基準

(支給決定及び公表)

第5条 プログラム責任者は、選考委員会等の選考結果に基づき、教育研究支援経費の受給者を決定し、当該学生の氏名を公表するものとする。

(支給期間)

第6条 支給期間は、1会計年度内とし、プログラムの修了までの期間については、予算の状況に応じて毎年度更新するものとする。ただし、標準修業年限を超えて支給することはできない。

2 大学院教育プログラムの支援経費を受給している者にかかる、教育研究支援経費の切替時期については、別に定める取扱いによるものとする。

(支給額)

第7条 教育研究支援経費の支給額は月額とし、学生の能力に応じ、プログラムの効果的な実施に適した配分となるよう、プログラム責任者が適切に定めるものとする。その際、日本学術振興課特別研究員（DC）の支給月額を踏まえ、適切な金額を設定するものとする。

(支給)

第8条 教育研究支援経費は、本学の支給に関する取扱いに基づき、支給するものとする。

2 プログラム責任者は、教育研究支援経費の支給に当たっては、受給している学生の履修状況の評価、博士論文研究を主体的に遂行できる基礎力を包括的に審査する仕組み（QE）等による優秀性の評価、在学中の活動による評価等により、学業成績を定期的に確認するものとする。

(支給の停止)

第9条 プログラム責任者は、第6条の支給期間中に学生が休学、退学その他プログラムの履修等の継続ができなくなった場合には、支給を停止する。

2 プログラム責任者は、受給している学生の研究指導教員と協議のうえ、前条第2項の学業成績が不良であると判断した場合には、支給を停止することができる。

3 前2項について、支給停止の事由が止んだ場合には、支給を再開することができる。

(教育研究支援経費の返還)

第10条 プログラム責任者は、受給者として適当でない事実又は不適正な支出が認められた場合は、既に支給した教育研究支援経費の一部又は全部を返還させる。

(実施体制の整備)

第11条 プログラム責任者は、第2条第1号の受給していないことを証明できる書類の作成及び保存、第8条第1項の学生へ教育研究支援経費を支給したことが証明できる書類の保存その他教育研究支援経費を適正に支給するために必要な体制を整備しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、教育研究支援経費の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この裁定は、平成30年11月1日から実施する。